# 藤井寺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定概要

## 1 計画策定の背景・目的

近年、地球温暖化を起因とする気候変動の影響は深刻なものとなっています。猛暑や集中豪雨等による自然災害が激甚化、頻発化しており、今後も地球温暖化が進むことで、さらに影響が強まることが懸念されています。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、国では 2020 年 10 月の第 203 回臨時国会において、 管総理(当時)が「2050 年カーボンニュートラル、 脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、2021 年 4 月 22~23 日に開催された気候サミットでは、「2050 年目標と整合的で、野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することをめざし、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを表明しました。

大阪府では、2021 年 3 月に「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を改定し、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロヘ」をめざすべき将来像として掲げるとともに、「2030 年度の温室効果ガスを 2013 年度比で 40%削減 という削減目標を設定しています。

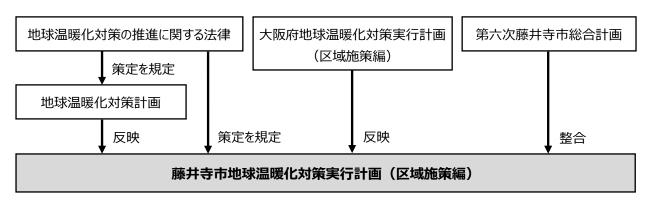
本市においても、2023 年 6 月 20 日に二酸化炭素の排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者・行政の各主体が一体となって地球温暖化対策に取り組むべく、「藤井寺市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)」を策定します。

### 2 計画の基本的事項

#### (1)計画の位置付け

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第4項の規定により、中核市未満の市町村においても策定に努めるよう求める計画であり、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策を定めるものです。

また、上位計画となる国の「地球温暖化対策計画」や「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の内容を踏まえるとともに、本市の最上位計画である現在策定中の「第六次藤井寺市総合計画」とも整合を図りながら、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けるものです。



### (2)計画期間

国の「地球温暖化対策計画」及び「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と整合を図り、 本市の自然的社会的条件及び各主体の特徴等を踏まえ、本計画の計画期間を決定してまいります。

### (3) 基準年度及び目標年度

国の「地球温暖化対策計画」及び「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と整合を図り、 本計画の基準年度を2013年度、目標年度を2030年度及び2050年度とする方向で進めてまいります。

### (4)対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 2 条では、温室効果ガスとして 7 種類のガス(二酸化炭素 (CO2)、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF6)、三ふつ化窒素(NF3))が定められていますが、日本全体の排出量の うち CO2 が 9 割以上を占めていること、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーの導入等の市民・事業 者・行政等の取組によって削減が可能なことから、本計画では CO2 のみを対象とすることも検討してまいります。

# 3 策定スケジュール

藤井寺市環境保全審議会の開催は 45回(令和 5年度 2回、令和 6年度 23回)を予定しており、概ねの開催時期と現時点で想定している主な検討内容は以下のとおりです。

※状況により、開催回数および時期を変更する場合がありますので、ご了承ください。

回数	開催時期(予定)	主な検討内容
第1回	令和 5 年 11 月 27 日	<ul><li>■計画の策定概要</li><li>■市民・事業者アンケート調査票(案)</li></ul>
第2回	令和6年2月下旬頃	<ul><li>■市民・事業者アンケート調査結果</li><li>■地域特性調査結果</li><li>■温室効果ガス排出量調査結果</li><li>■再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査結果</li></ul>
第3回	令和6年7月下旬頃	<ul><li>■温室効果ガス削減目標(案)</li><li>■地球温暖化対策(案)</li></ul>
第4回	令和6年11月下旬頃	■計画(素案)
_	令和6年12月	■パブリックコメント実施
第5回	令和7年3月	■計画策定